

様々な警報発令時又は凶悪な犯罪発生時等、生徒だけで下校させるのが危険な状況にあるとき、生徒の安全を考慮して保護者への引き渡しを行います。

## 1 保護者引き渡しを実施する目安について

- (1) 特別警報発令時
- (2) 震度5弱以上の地震が発生した時
- (3) その他、不審者侵入による実被害発生時や近隣地域での凶悪事件発生時等

## 2 保護者引き渡しについての連絡手段

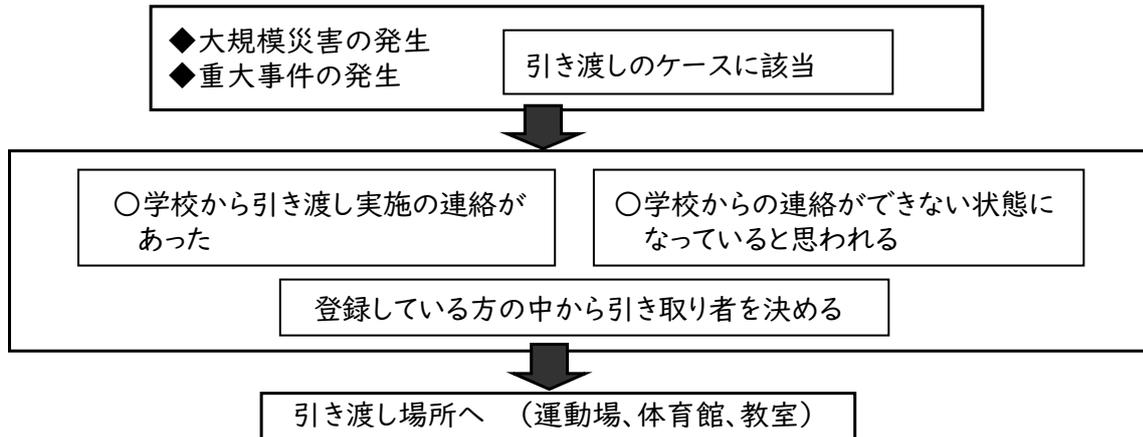
- (1) 通信手段(携帯メール・電話)が使えるとき  
学校から、緊急連絡メールまたはホームページなどにより連絡し、引き取りを依頼します。
- (2) すべての通信手段が途絶し、連絡できないとき  
「1 保護者引き渡しを実施する目安について」を踏まえ、各家庭でニュース等から判断してください。  
通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

## 3 安全(引き渡し)カードについて

円滑かつ安全な引き渡しのため、安全(引き渡し)カードを使用して引き渡しを行います。以下の点について、ご協力をお願いします。

- (1) 引き取りに来る人を決めて、ご記入ください。
  - ・引き取り登録者の1番には、保護者を登録してください。
  - ・引き取り登録者の2番以降は、1番の保護者が引き取りが出来ない場合の引き取り者(保護者・親族等)を登録してください。できるだけ4番まで引き取り登録者を記入してください。  
保護者以外の方が引き取り者になる場合は、生徒本人が確認できる方に限ります。また、その方に必ず了解を得てください。
  - ・**記入のない方には引き渡しはできません。**
- (2) 記入内容に変更があった場合は、すみやかにお知らせください。

## 4 引き渡しの手順



### (1) 安全(引き渡し)カードに基づく確認

学校に到着したら引き渡し場所(学年・学級別)の前にお並びください。  
複数の生徒(きょうだい)を引き取りに来られた場合は1番上の学年の学級の前に並んでください。  
学級担任(教職員)にご自分の名前と生徒の名前、生徒との続柄を伝えてください。きょうだいがいる場合は、受付できょうだいの学級と名前を伝えてください。  
引き渡し場所が教室の場合は、それぞれの教室で引き取りをしてください。

### (2) 生徒による確認

待機している生徒本人が、引き渡し者を確認できましたら、引き渡しいたします。その際は、それ以降確実に連絡が取れる連絡等をお聞かせいただくこともあります。

※生徒が落ち着いて待機し、順に引き渡しが実施できるようにしています。教職員に伝えることなく待機場所等から生徒を連れて帰らないようにお願いします。